

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>「質屋営業法施行規則等の一部を改正する 内閣府令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和5年12月14日 長官官房 生活安全局 交通局</p>
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）等の改正を行うとともに、新たに共同命令（国家公安委員会規則・国土交通省令）を制定するに当たり、その改正案等を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p><b>2 期間</b></p> <p>令和5年12月15日（金）から令和6年1月13日（土）まで（30日間）</p> <p><b>3 概要</b></p> <p><b>(1) 内閣府令案及び国家公安委員会規則案</b></p> <p>改正法により、警備業法（昭和47年法律第117号）等において、認定を受けたこと等を示す標識をインターネットにより公衆の閲覧に供することとされたことに伴い、警備業法施行規則等について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定を受けたこと等を示す標識の様式</li> <li>○ インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する方法</li> <li>○ インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合</li> </ul> <p>について定めるとともに、身分確認に用いる資料の例示として個人番号カードを加えること等を内容とする改正を行う。</p> <p><b>(2) 共同命令案</b></p> <p>自動車運転代行業者について、インターネットにより標識を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合について定めることを内容とする国家公安委員会規則・国土交通省令を制定する。</p> <p><b>4 施行期日</b></p> <p>改正法の施行の日（令和6年4月1日）。ただし、個人番号カードに関する改正については公布の日。</p>		

## 1 開催日程・場所等

令和5年12月8日（金）から10日（日）まで、茨城県水戸市・水戸市民会館にて、G7各国及びEUの治安担当閣僚等並びに国際刑事警察機構事務総長の出席を得て、G7内務・安全担当大臣会合を開催。

## 2 結果概要

### (1) セッション関係

国家公安委員会委員長の議事進行の下、次の議題（順番は日程順）について参加国の閣僚等で議論し、G7を含む各国との国際連携を強化すべく、結束して取り組んでいくことで一致。

- ・ 経済安全保障及び民主主義的価値の保護
- ・ サイバー空間の安全の確保
- ・ 児童の性的搾取・虐待
- ・ ウクライナへの支援
- ・ 生成AIのリスクと可能性
- ・ 国境を越える組織犯罪
- ・ あらゆる形態のテロリズム・暴力的過激主義

### (2) その他会合中のプログラム関係

- 会合1日目（12/8）夜、茨城県・水戸市と共催で、水戸プラザホテルにおいて歓迎レセプションを実施。
- 会合3日目（12/10）朝、水戸市主催の中学生安全サミットでの議論結果について、地元中学生が出席閣僚等に報告。
- 閉会に際し、来年G7議長国のイタリアに引継ぎを行った。

## 3 成果文書

会合閉幕に際して、閣僚間での議論の結果を踏まえ、児童の性的搾取対策、国境を越える特殊詐欺への対策に関する附属文書を含む「G7茨城水戸内務・安全担当大臣コミュニケ」を採択。

## 4 二国間会談

会合の開催中、全ての出席閣僚等との間で、今後の国際治安の展望を議題とする二国間会談を実施し、拉致問題の解決に向けた協力を要請。